

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社及びグループ各社は、企業価値を高め、株主の皆様やお客様から信頼され支持される企業となり、企業の社会的責任を果たし、迅速かつ適正な経営判断と競争力の強化を目指したコーポレート・ガバナンスに取り組んでおります。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と方針を「ノーリツ鋼機 コーポレート・ガバナンス基本方針」(以下、「基本方針」)として定め、当社Webサイトで公開しております。

ノーリツ鋼機 コーポレート・ガバナンス基本方針: (<http://www.noritsu.co.jp/company/outline/governance/tabid/78/Default.aspx>)

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

各原則の実施につきましては、以下のWebサイトもしくは基本方針をご参照ください。

#### 【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

基本方針 第3章2 (5) 政策保有株式に関する方針

なお、純投資以外の目的で保有する上場投資株式(特定投資株式)は、2015年3月期の1,453百万円から2016年3月期の42百万円まで減少いたしました。2017年3月期においては、保有銘柄・株式数に変更はございませんが、貸借対照表計上額は76百万円となりました。

詳しくは2017年3月期の有価証券報告書39ページをご参照ください。

2017年3月期 有価証券報告書: ([http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?cat=yuho\\_pdf&sid=2526539](http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?cat=yuho_pdf&sid=2526539))

#### 【原則1-7 関連当事者間の取引を行う際の枠組み】

基本方針 第3章2 (7) 利益相反取引・関連当事者取引

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

【原則3-1(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画】

企業理念、ビジョン: (<http://www.noritsu.co.jp/company/tabid/73/Default.aspx>)

経営方針、経営目標、ブランド・ステートメント: (<http://www.noritsu.co.jp/Portals/0/ir/07/Default.html>)

【原則3-1(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

基本方針 第1章2 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

【原則3-1(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き】

基本方針 第4章2 (7) 報酬

【原則3-1(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き】

基本方針 第4章2 (5) 選任

【原則3-1(v) 取締役が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明】

基本方針 第4章2 (5) 選任

なお、「第62期定時株主総会招集ご通知」では、決議事項であった「取締役(監査等委員であるものを除く。)」の候補者について、以下のとおり個々の選任・指名理由を記載いたしました。

#### 西本博嗣氏

当社の代表取締役社長CEO及び取締役会議長として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。また、当社の経営環境に対応した経営判断を、強いリーダーシップにより遂行しております。これらの実績を考慮し、昨年に引き続き取締役候補といたしました。

#### 松島陽介氏

生命保険会社、経営戦略コンサルティング会社及び投資事業会社での勤務経験を有しております。その経歴を通じて培われた見識を活かし、当社における経営企画、グループ会社管理、新規事業開発、M & A等において主導的役割を担っております。これらの実績を考慮し、昨年に引き続き取締役候補者といたしました。

#### 山元雄太氏

経営戦略コンサルティング会社での勤務経験及び弁護士資格を有しております。その経歴を通じて培われた見識を活かし、当社における財務、新規事業開発、M & A等において主導的役割を担っております。これらの実績を考慮し、昨年に引き続き取締役候補者としていたしました。

詳しくは第62期定時株主総会招集ご通知49ページから51ページをご参照ください。

第62期定時株主総会招集ご通知: ([http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?template=ir\\_material&sid=74915&code=7744](http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?template=ir_material&sid=74915&code=7744))

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】  
基本方針 第4章 2 (2) 権限

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】  
基本方針 第4章 2 (3) 構成

なお、当社の取締役6名のうち社外取締役は3名で、社外取締役のうち3名を独立役員として東京証券取引所へ届け出ております。取締役会は、独立社外取締役が2分の1、非業務執行取締役が2分の1を占める構成となっております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性基準】  
基本方針 第4章 3 (2) 独立性基準

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】  
基本方針 第4章 2 (3) 構成、(4) 規模、(5) 選任

【補充原則4-11-2 取締役の兼任状況】

基本方針 第4章 2 (5) 選任

第62期定時株主総会招集ご通知: ([http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?template=ir\\_material&sid=74915&code=7744](http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?template=ir_material&sid=74915&code=7744))

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価とその結果の概要】

基本方針 第4章 2 (6) 分析・評価

当社の取締役会は、社外取締役3名を含めた6名で構成されており、重要な意思決定を迅速に行っております。社内の業務執行取締役3名は、日常的に活発な意見・情報交換を行っており、また社外取締役は、主に取締役会で業務執行取締役に対し自由に意見し、説明を求め、監督の責務を果たしており、取締役会全体の実効性は担保されていると判断しております。

また、2016年7月から2017年6月までに、取締役会全体の実効性についての分析・評価を目的としたアンケートを実施し、その結果について取締役会でレビューをおこないました。主に、取締役会の運営事務、ステークホルダーとのコミュニケーションに関するフィードバックについて課題が共有されました。

持株会社の取締役会として、意思決定を迅速・果断におこなう体制を確保しつつ、取締役会の構成等を踏まえ、引き続き検討してまいります。

【補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針】

基本方針 第4章 2 (10) トレーニング方針

【原則5-1 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】

基本方針 第3章 2 (4) 株主との建設的な対話

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社サンクプランニング	15,019,200	41.49
西本 佳代	2,401,700	6.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,500,100	4.14
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,225,900	3.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,144,000	3.16
株式会社三井住友銀行	540,800	1.49
THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	537,300	1.48
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	520,740	1.43
THE BANK OF NEW YORK 133524 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	488,700	1.35
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	429,699	1.18

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

2017年6月30日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーが同年6月26日現在、2,349,100株(保有割合6.49%)を保有している旨が記載されております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
太田 晶久	公認会計士													
紺谷 宗一	弁護士													
伊庭野 基明	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
太田 晶久			(略歴) 2001年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2005年4月 公認会計士登録 2007年1月 開成公認会計士共同事務所 参画 2007年2月 税理士登録 2010年6月 サンセイ(株) 監査役(現任) 2010年10月 太田晶久公認会計士・税理士事務所代表(現任) 2014年6月 (株)全国通販監査役(現任) 2015年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(招聘理由) 公認会計士及び税理士として経営に関する高い見識を有しているため。  (独立役員指定理由) 太田晶久氏の過去の経歴より当社との取引関係はなかったため、東京証券取引所が規定する独立役員の属性に該当すると判断しておりません。

紺谷 宗一		<p>(略歴)</p> <p>1982年4月 弁護士登録</p> <p>1982年4月 御堂筋法律事務所(現弁護士法人御堂筋法律事務所)入所(現任)</p> <p>1989年8月 米国チュレーン大学ロースクール修士課程入学</p> <p>1990年8月 米国シアトルパーキンズクワイ法律事務所入所</p> <p>1991年8月 英国フィールドフィッシャーウォーターハウス法律事務所入所</p> <p>1993年6月 ベルギークリアリーゴッドリーブ法律事務所入所</p> <p>2003年6月 当社 監査役</p> <p>2013年8月 高見(株) 監査役(現任)</p> <p>2015年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)</p>	<p>(招聘理由)</p> <p>弁護士としての豊富な知見と長年の経験を有しているため。</p> <p>(独立役員指定理由)</p> <p>紺谷宗一氏は、過去に当社が法務的な相談及び支援を委ねていた弁護士事務所に所属しておりますが、報酬金額は僅少であるため、東京証券取引所が規定する独立役員の属性に該当すると判断しております。</p> <p>詳細は、2016年4月21日提出の独立役員届出書をご参照ください。</p>
伊庭野 基明		<p>(略歴&gt;</p> <p>1974年4月 日本アイ・ピー・エム(株)入社</p> <p>1988年4月 (株)リクルート 取締役</p> <p>1993年4月 International Career Information, Inc. (RECRUIT U.S.A., INC.) President</p> <p>2004年4月 (株)ピースマインド(現ピースマインド・イーブ(株)) 社外取締役(現任)</p> <p>2005年2月 慶応義塾大学デジタルメディア・コンテンツ 統合研究機構 (New York, USA) 特別教授</p> <p>2009年4月 M's Holding International Corporation(株) 代表取締役社長(現任)</p> <p>2012年6月 財団法人高度映像情報センター(現一般財団法人高度映像情報センター) 理事(現任)</p> <p>2012年6月 当社 監査役</p> <p>2012年7月 NKメディコ(株) 監査役(現任)</p> <p>2015年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)</p>	<p>(招聘理由)</p> <p>長年にわたり海外及び国内において企業経営者として高い実績をあげており、豊富な経験、幅広い知見を有しているため。</p> <p>(独立役員指定理由)</p> <p>伊庭野基明氏の過去の経歴より当社との取引関係はなかったため、東京証券取引所が規定する独立役員の属性に該当すると判断しております。</p>

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する組織として、監査等委員会事務局を設置しております。同事務局等に所属する監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会の指揮命令に従う(当該補助者が兼務の場合は監査等委員会の指揮命令に優先的に従う)ものとしています。当該補助者の人事関連事項(異動、評価等)については、監査等委員会の意見を徴しこれを尊重することとしています。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置いていません。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員は、取締役会及びその他重要な社内会議に出席するとともに、代表取締役との意見交換も行っております。また、一部の監査等委員は、中核グループ会社の監査役も兼務しているため当該責任者との面談も実施しており、公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況やグループ各社を監査し、透明性・客観性の向上を図っております。監査等委員への報告体制としては、重要会議事項、内部統制、危機管理等の実施状況を随時報告しております。同時に監査室を設置しており、随時必要な内部監査を実施しております。監査等委員と監査室は、年間監査計画の説明、共同監査の実施、監査報告の共有などを通じて、相互の情報交換や意見交換を行うなど連携を密にし、監査の質的向上を図っております。また、2017年3月期には監査等委員会を7回開催する他、監査室等から説明を受け、情報の共有化を図るとともに社外取締役の見地から意見を述べております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

## 【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明 **更新**

現状、導入に対する効果が明確でないため、ストックオプション制度の導入は検討中であり、導入効果を見極めて導入を検討いたします。

なお、2016年5月18日、5月24日及び6月10日開催の取締役会決議に基づき、2016年6月27日付けで、当社及び当社子会社の取締役及び従業員30名に対して、有償にて新株予約権を付与いたしました。また、2017年5月15日、5月16日及び5月22日開催の取締役会決議に基づき、6月14日付けで、当社子会社の取締役及び従業員9名に対して、有償にて新株予約権を付与いたしました。本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものです。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っていません。

なお、当期(2017年3月期)における取締役の報酬等の金額は以下のとおりであります。

取締役(監査等委員を除く) 74百万円

取締役(監査等委員) 10百万円

詳しくは2017年3月期の有価証券報告書38ページをご参照ください。

2017年3月期 有価証券報告書: ([http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?cat=yuho\\_pdf&sid=2526539](http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?cat=yuho_pdf&sid=2526539))

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、固定報酬である「基本報酬」と、変動報酬である「賞与」の2種類で構成され、その合計額は株主総会の決議による監査等委員であるものを除く取締役全員及び監査等委員である取締役全員のそれぞれの報酬総額の限度額の範囲内において、取締役は取締役会の決議により決定し、監査等委員については監査等委員の協議によって決定しております。なお、「基本報酬」については、それぞれの職位に応じて世間水準及び経営環境並びに社員給与等とのバランスを考慮し、また「賞与」については、会社の営業成績及び業績等への貢献度を考慮しそれぞれ内規に基づき決定しています。

## 【社外取締役のサポート体制】

IR・PR・ER室には、役員会関係の事務担当者を兼務で配置しております。その担当者が社外取締役を補佐する業務も行っております。また社外取締役に対する情報伝達については、会議資料などを事前にデータで確認できるサポート体制を構築しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は経営環境の変化に迅速に対応するために、スピーディーな意思決定が行える経営体制を構築しております。

まず当社グループでは、2011年2月1日より持株会社体制に移行しております。当社とグループ各社が一体となってコーポレート・ガバナンスの強化及び経営の効率化を図っております。

また、当社は代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会および危機管理委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会は、遵法経営の徹底とコンプライアンス意識向上に向け協議を行っております。危機管理委員会では、当社グループ全体の視点で各種リスクを総合的に把握し、適切な対応策について協議を行っております。

(取締役会)

当社は取締役会を経営の最高機関として法令及び取締役会規程に定められた内容及びその他重要事項を決定するとともに、傘下の事業会社の業務執行状況を監督しております。

また、当社は社外取締役を選任しており、中立性を持った外部の視点から経営の意思決定に参画し、経営の監視機能の質的向上を図っております。

(監査等委員会)

当社は「監査等委員会」設置会社であり、当社監査等委員会は、監査等委員3名(うち社外取締役3名)で構成されており、公正な経営監視体制の構築に努めております。また、当社は、社長直轄の組織として監査室を設置しており、随時必要な内部監査を実施しております。監査等委員と監査室は、年間監査計画の説明、共同監査の実施、監査報告の共有などを通じて、相互の情報交換や意見交換を行うなど連携を密にし、監査の質的向上を図っております。なお、監査等委員会の機能を強化するため、「監査等委員と内部監査部門の連携状況」に記載している活動を推進しています。

(監査等委員と内部監査部門との連携状況)

監査等委員は、取締役会及びその他重要な社内会議に出席するとともに、代表取締役との意見交換も行っております。また、一部の監査等委員は、中核グループ会社の監査役も兼務しているため当該責任者との面談も実施しており、公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況やグループ各社を監査し、透明性・客観性の向上を図っております。監査等委員会への報告体制としては、重要会議事項、内部統制、危機管理等の実施状況を随時報告しております。同時に監査室を設置しており、随時必要な内部監査を実施しております。監査等委員会と監査室は、年間監査計画の説明、共同監査の実施、監査報告の共有などを通じて、相互の情報交換や意見交換を行うなど連携を密にし、監査の質的向上を図っております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

2015年6月29日の株主総会決議をもって、コーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性と機動性の両立を実現することを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしました。取締役会は、取締役6名のうち3名が社外取締役により構成され、経営や業務執行の監視機能、牽制機能の整備・強化を目指しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2017年6月22日開催の第62期定時株主総会における招集ご通知の発送日は、2017年6月6日でした。また、株主のみなさまに議決権行使のための十分な期間をご提供するために、招集通知の内容が確定した2017年5月26日に、当社Webサイト上で招集ご通知を公開いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主のみなさまにご出席いただけるよう、集中日を避けた株主総会の開催を目指しており、2017年3月期は2017年6月22日に開催いたしました。
その他	総会のビジュアル化を行い、ご出席いただいた株主様により分かりやすい総会運営を心がけております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	公益社団法人日本証券アナリスト協会主催で第2四半期・期末に決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・有価証券報告書・決算説明会資料などのIR資料をスピーディーに開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	窓口部門IR・PR・ER室を設置しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	社屋内照明のLED化等、各種環境保全活動を実施しております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス基本方針・行動規範の他、取締役規程をはじめ社内規程に基づき、法令・定款違反行為を抑止する。取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。
- (2) 法令違反やコンプライアンスなどに関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度運用規程に基づき運用を行う。
- (3) 社長直轄の監査室による内部監査を実施し、内部統制の有効性を確保する。
- (4) コンプライアンスに関する研修体制を整備する。
- (5) 監査等委員は、当社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策を求めることができる。

・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、社内規則に基づき保存・管理を行う。

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は危機管理統括規程を制定し、リスク管理体制の基本事項を定める。また社長を委員長とする「危機管理委員会」を設置し、リスク管理に関する事項を審議する。
- (2) 重要リスクが顕在化した場合、速やかな初動対応をとるための各種マニュアルを整備する。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を月1回開催する他、必要に応じ適宜臨時取締役会を開催し、取締役会規程に定める付議事項について決議する。
- (2) 社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

・当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社及び関連会社における業務の適正を確保するため、子会社等管理規程及び関連会社管理規程に基づき、子会社及び関連会社は各々の重要規程を定める。
- (2) 取締役及び使用人は、子会社及び関連会社において、法令違反やコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査室および監査等委員会に報告する。

・監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

会社は、監査等委員会の意見を尊重して、当該使用人を選任し補助させる。補助使用人は、専任又は兼務とし、監査等委員会の意見を尊重し決定する。

・監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員の職務を補助する使用人の人事関連事項(異動、評価等)については、監査等委員会の意見を徴しこれを尊重する。

・取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害及び不利益を及ぼすおそれがある事実が発生した場合は監査等委員会に速やかに報告する。
- (2) 取締役及び使用人は、取締役の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその可能性及び事実を監査等委員会に報告する。
- (3) 監査等委員は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

・その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役と監査等委員の定期的会合(年2回程度)を継続し行う。
- (2) 監査対象・責任の明確化、監査スタッフの増強など監査機能の充実を図る。
- (3) 法令違反やコンプライアンスなどに関する事実についての社内報告体制として内部通報制度運用規程並びにコンプライアンス委員会規程に基づき、監査等委員会への適切な報告体制を確保する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては断固として拒絶することをコンプライアンス基本方針及び行動規範において定め、関係排除に取り組んでいる。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社行動規範に基づき、反社会的勢力に対して具体的な対応を行うため、対応部門を総務部門とし、警察当局等の外部専門機関とも連携を図り、併せて反社会的勢力に関する情報を当該部門専門機関と共有している。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

#### 該当項目に関する補足説明

敵対的買収の防衛策については、検討中でございますが、株主価値・企業価値を更に向上させ、市場からも適正な評価をいただくことが最良の防衛策として考え、今後とも経営効率の更なる向上に努めてまいります。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 適時開示体制の概要

##### 1. 適時開示担当部署

当社は、情報取扱責任者を取締役CFO、所管部署をIR・PR・ER室とし、適時開示に関する業務を行っております。

社内に対しては関連する部門及びグループ会社から情報を収集し、社外に対しては市場関係者、株主・投資家のみならず、報道関係者等からのお問い合わせに対応しております。

##### 2. 適時開示情報の収集

適時開示情報に関連する部門及びグループ会社から、情報取扱責任者及びIR・PR・ER室へ適時開示情報が集まるよう体制を整備し、適時開示情報を把握しております。

##### 3. 適時開示情報の管理

適時開示情報を適切に管理するため内部者取引に関する規程を定め、また、グループ会社を含めてインサイダー取引に関する教育を行っております。

